令和８年度広島県市町国民健康保険骨粗鬆症・骨折予防広報業務提案書作成要領

広島県が実施する「令和８年度広島県市町国民健康保険骨粗鬆症・骨折予防広報業務（以下「業務」という。）」に関し、公募型プロポーザル参加者が、提案書を作成するために必要な事項は、次のとおりとする。

なお、提案書の作成に当たっては、本業務の公告、公募型プロポーザル説明書及び仕様書に基づき、この作成要領により、必要な書類を提出するものとする。

１　提出書類

⑴　提案書提出届（様式第４号）・・・・・・・１部

⑵　提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・正本１部、副本７部

⑶　見積書（任意様式）・・・・・・・・・・・・・・・・正本１部、副本７部

２　提案書の作成

⑴　規格等

ア　Ａ４判（必要に応じＡ３折込みも可）、左綴じ、縦置き、横書き、両面とし、頁（目次を除き通し番号とし、各頁下部中央に印字）を付すること。ただし、図表等の表現の都合で、用紙及び書式の一部を一部変更することは差し支えない。

イ　文字の大きさは、原則として10ポイント以上とする。

ウ　多色刷りを可とするが、モノクロ複写・印刷の場合は判別できるよう配慮すること。

エ　製本、糊付け等はせずに、クリップ等の簡易な方法で留めて提出すること。

⑵　記載内容

ア　表紙には、「令和８年度広島県市町国民健康保険骨粗鬆症・骨折予防広報業務提案書」と明記し、提出年月日を記載すること。

イ　正本には、事業者名等を記入すること。

ウ　審査の公正を期すため、提案書及び見積書の副本７部には、事業者名、住所、ロゴマークなどプロポーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。なお、事業実施体制等には、プロポーザル参加者名を「当社」と記載すること（企業名は記載しない）。

エ　提案書に、仕様書及び評価基準を参照の上、別表の評価区分順に整理した目次を付して、評価区分ごとに、別表の全ての「記載内容」について記載すること。

３　留意事項

⑴　提案は１者につき１提案とすること。

⑵　提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差替えは認めない。

⑶　提出された提案書に基づくプレゼンテーションを受け、提案書評価基準によって評価する。

⑷　プレゼンテーションは、提出された提案書によって行うこととし、当日の追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。

⑸　見積書の見積額が予算額を上回る場合は、無効とする。

（別表）

<table>
<tr><th colspan="2">評価区分・項目</th><th>記載内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">基本方針</td><td>○　業務の趣旨に沿い、一層効果的な業務内容とするために、本業務に対する基本的な考え方を記載すること。
○　ターゲットの生活動線や近年の情報接触習慣を分析し、その分析に基づき、本業務の目標と「健康寿命延伸のプロセス」を正しく理解した上で、単なる情報発信にとどまらず「行動変容」を促すための基本的な考え方や方策について記載すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">提案内容</td><td>クリエイティブ</td><td>○　前年度の資産（キャラクター等）を単に流用するだけでなく、令和８年度のテーマを強く印象付ける工夫や独自の企画提案について記載すること。
○　ポスターやチラシ、啓発動画においては、ターゲットの納得を引き出し具体的な「実践」を強く動機づける工夫に関する提案について記載すること。</td></tr>
<tr><td>メディア展開</td><td>○　ターゲット層への到達効率を最優先に、予算内で最大の露出を実現する費用対効果の高いメディアの選定につい提案･記載すること。
○　広告配信量やターゲティング設定の根拠を明確に示し、医療機関を活用した物理的アプローチとデジタルメディアを連携させた相乗効果のある展開について提案・記載すること。</td></tr>
<tr><td>効果検証</td><td>○　広告期間（2か月間）中に、提案された各媒体の効果を「どのような指標」で、また「どの程度の頻度」で測るかを明確に設定し、目標達成の進捗を適切に評価･管理できる体制について記載すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務実施体制</td><td>○　業務運営に係る実施体制（責任者、人員配置、役割分担）を体制図等により分かりやすく記載すること。
○　本業務と同種又は類似の業務実績を記載するとともに、当該実績に基づく優位性を記載すること。
○　履行期間内に実施できる､各業務のスケジュールを記載すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">見積額</td><td>○　業務に係る所要金額を全て見積り､その積算内訳は､企画･制作費､印刷費、発送費等、業務実施に係る経費の内訳が分かるようにすること。
○　有識者の監修に係る謝金（205,700円）を経費に含めること。
○　有識者が啓発動画に出演する必要がある場合は、時間単価を4,900円とし、実際の拘束時間に乗じて積算し、経費に含めること。
　なお､出演に当たっては､有識者に過度な負担が生じないよう十分に配慮すること。
○　金額は消費税込みの金額を記入すること。
○　広島県知事宛てとすること。</td></tr>
</table>